



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 スパUNKリートコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 飯牟礼 聡  
( J A S D A Q ・ コード 5 2 7 7 )  
問合せ先 取 締 役 菊 池 透  
(TEL. 0 3 - 5 6 8 9 - 6 3 1 1)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第 53 回定時株主総会（平成 27 年 6 月 22 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

(1) 取締役または監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法に基づき、取締役または監査役の責任を取締役会の決議により一部免除する旨の規定および取締役または監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 30 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、補欠役員の予選に関する規定の項数を変更されましたので、第 33 条第 3 項の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	<u>第 30 条（取締役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イで定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

<p>第<u>30</u>条～第<u>32</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>33</u>条</p> <p>1（条文省略）</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 会社法第<u>329</u>条第<u>2</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4（条文省略）</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>47</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>31</u>条～第<u>33</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>34</u>条</p> <p>1（現行どおり）</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 会社法第<u>329</u>条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4（現行どおり）</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>40</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>41</u>条（監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span>）</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>42</u>条～第<u>49</u>条（現行どおり）</p>
--	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成27年6月22日（月）  
平成27年6月22日（月）

以 上